

令和3年度 旭川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和3年6月30日策定

1 趣旨・目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)」第9条の規定に基づき定めるものであり、障害者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図ることにより、障がい者の自立に寄与することを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、本市の全ての部局に適用する。

3 優先調達の対象となる障害者就労施設等

本市において優先調達の対象となる障害者就労施設等は、次のうち市内に所在し、かつ本市に対し物品等の調達が可能な施設等(以下「対象施設等」という。)とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する事業所・施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設(上記ア～ウの事業を行うものに限る)
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者優先調達推進法施行令第1条に規定する企業等

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する特例子会社
- イ 次の要件をすべて満たす企業等
 - ①障害者の雇用数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度障害者の割合が30%以上

(3) 在宅障害者等

- ア 在宅就業障害者(在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者)

イ 在宅就業支援団体(在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体)

※(2), (3)については、現在旭川市内に対応する対象施設等はない。

4 優先調達対象物品等

本市において調達を推進する物品等の品目例は、次のとおりとする。品目例に記載のないものであっても、対象施設等から調達可能な物品等であれば対象とする。

	種別	品目例
物品	食品類	弁当、パン、菓子類等
	紙製品	封筒、紙袋等
	木工品	木製玩具、木製文具等
	小物・雑貨類	ストラップ、アクセサリー等（記念品用）
	布製品	制服、作業着等
	農作物等	じゃがいも、たまねぎ等
	その他	繊維・皮革製品等
役務	軽作業	印刷、シール貼り、封緘作業、クリーニング、折り込み等
	清掃作業等	
	分別・解体作業等	資源ごみ回収・分解・リサイクル等
	情報処理	ホームページ作成・テープ起こし等
	草刈り	
	除雪	
	その他	加工作業、配布作業等

5 優先調達目標

令和3年度において本市が達成すべき調達目標（目安）は、令和2年度の実績（42,478,117円：物品約25,106,339円・役務約17,371,778万円）を踏まえ、次のとおりとする。

優先調達目標額 22,416千円

内訳：物品 1,685千円

役務 20,731千円

目標額は目安であり、金額目標達成だけにこだわらず、これまでに調達実績のない物品・役務等の調達も積極的に検討するとともに、大規模の対象施設等に発注が偏ることを防ぐため可能な限り幅広い対象施設等から調達するよう努める。

また、対象施設等へ調達実績のある制服、給食用パン、記念品等の物品や、

清掃、封入封緘等の役務についても引き続き積極的な調達を行う。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る対策事業である「就労継続支援事業所生産活性化事業」を実施し、就労継続支援事業所が作成する布マスクや簡易防護服を購入したが、令和3年度については当該事業の実施は未定である。このことにより、令和2年度に比べ金額が減少している。

今後についても、新型コロナウイルス感染症発生以後の社会・経済情勢の変化や、障がい者の多様な働き方を想定しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものである。

6 物品等の調達方法

本方針に基づき物品等の調達を行うときは、原則として地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定に基づく随意契約（特定随意契約）を活用することとする。なお、当該契約に当たっては「特定随意契約を行うときの事務の取扱いについて（平成30年5月16日施行）」及び「障害者就労施設等からの優先調達の推進について（平成31年2月福祉保険部障害福祉課作成）」に基づき事務を行う。

また、専決規程等において物品を直接購入する権限を与えられている施設長は、「4 優先調達対象物品等」に例示された物品の購入に努めるものとする。

7 調達推進のための方策

障害福祉課においては、毎年度調査を行うことにより、市内の対象施設等から調達可能な物品等に関する情報を集約し、その内容を全部局に周知するとともに、電子掲示板等で積極的な調達を要請するほか、必要に応じ新たに対象施設等に発注することができる物品等がないか、関係部局に検討を依頼することとする。

また、対象施設等に対しては、障害者優先調達推進法の趣旨及び本方針の内容などを周知するとともに、物品等の調達を斡旋し又は調整する等の業務を行う共同受注窓口の設置など、本市が調達を促進できるような体制の在り方について適宜検討を行うものである。

8 調達実績の取りまとめ・公表

年度終了後、旭川市における調達実績をとりまとめ、旭川市ホームページで庁内外に広く公表する。

9 その他

本方針に基づき物品等を調達するに当たっては、予算の適正な執行並びに契約の競争性及び透明性の確保に留意するものとする。